政令

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十七号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表七の項を次のように改める。

七　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施に関する事務	1　児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施	一万二千七百円
	2　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	二千四百円

本則の表七の二の項中「（昭和二十三年政令第七十四号）」を削り、同表十六の項の1中「九万千円」を「九万二千円」に改め、同項の2中「八十二万円」を「八十三万円」に、「九十九万円」を「百一万円」に、「百十万円」を「百十二万円」に、「百四十万円」を「百四十二万円」に、「百六十四万円」を「百六十六万円」に、「三百八十五万円」を「三百八十八万円」に、「五百九万円」を「五百十万円」に、「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　百十二万円」を「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　百十三万円」に、「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　百三十三万円」を「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所　百三十四万円」に、「百四十八万円」を「百五十万円」に、「二百十二万円」を「二百十四万円」に、「四百三十三万円」を「四百三十五万円」に改め、同項の3中「九万千円」を「九万二千円」に改め、同表二十の項の1中「九十五万円」を「九十九万円」に、「百六十五万円」を「百七十二万円」に、「三百十八万円」を「三百三十二万円」に、「三百八十九万円」を「四百六万円」に、「四百四十五万円」を「四百六十五万円」に改め、同表二十二の項中「四十一万円」を「四十三万円」に、「九十二万円」を「九十六万円」に、「百十六万円」を「百二十一万円」に、「二百八十三万円」を「二百九十五万円」に、「三百四十七万円」を「三百六十二万円」に、「四百万円」を「四百十七万円」に改め、同表七十二の三の項の2中「一万九千円」を「二万円」に改め、同表九十一の項の1中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に改め、同表百七の項の3中「二千八百円」を「二千九百円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十八号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出しを「（平成二十六年度及び平成二十七年度における後期高齢者負担率）」に改め、同条中「平成二十四年度及び平成二十五年度」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に、「百分の十・五一」を「百分の十・七三」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十九号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第六号及び第二項第五号中「五十五万円」を「五十七万円」に改め、同条第四項第一号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第四号中「三十五万円」を「四十五万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の規定は、平成二十六年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三